

公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令

改正案	現行
<p>(研修の受講)</p> <p>第一条 公認会計士(公認会計士法(以下「法」という。)(第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)(は、一事業年度(四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。)(に付き、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)(が行う研修(法第二十八条(法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)(に規定する研修をいう。)(を四十単位(第三条において「必要単位数」という。)(以上受けるものとする。</p> <p>2 前項の単位の計算方法については、講義により行う研修一時間を一単位とすることを基本として、研修の方法ごとに協会が定めるところによる。</p> <p>(研修の免除)</p> <p>第二条 公認会計士は、一事業年度を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない場合、又は行わないと見込まれる場合には、日本公認会計士協会会長(以下「会長」という。)(に対し、当該事業年度の研修の免除を申請することができる。</p>	<p>(新設)</p>

-
- 一 負傷又は疾病のために療養すること。
 - 二 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。
 - 三 国又は地方公共団体に常時勤務すること。
 - 四 監査法人又は監査法人が実質的に支配しているものとして公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令（昭和四十九年大蔵省令第五十八号）第四条に規定する関係を有する法人その他の団体以外の団体に常時勤務すること。
 - 五 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者であること。
 - 六 公認会計士としての業務を行わないことが相当である事由であつて、前各号に準ずるもの
- 2 公認会計士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、別紙第一号様式による研修免除申請書に、前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。
 - 3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、金融庁長官の承認を経て、当該申請をした公認会計士に対し、当該申請に係る研修の免除をすることができる。
 - 4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、金融庁長官に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。
 - 5 金融庁長官は、第一項の規定による申請に理由があると認めると
-

きは、第三項の承認をするものとする。

6 第一項の規定による申請をした公認会計士は、当該申請に係る第三項の規定による研修の免除がされた場合においては、当該事業年度の研修を受けることを要しない。

(研修の必要単位数の軽減)

第三条 公認会計士は、ある事業年度において、前条第一項各号に掲げる事由のいずれかにより公認会計士としての業務を行わない期間が当該事業年度の相当の部分に及ぶ場合、又は及ぶと見込まれる場合には、会長に対し、当該事業年度の研修について必要単位数の軽減を申請することができる。

2 公認会計士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、別紙第二号様式による研修軽減申請書に、前条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、別表に定める基準に従い、金融庁長官の承認を経て、当該申請をした公認会計士に対し、当該申請に係る研修の必要単位数の軽減をすることができる。

4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、金融庁長官に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。

5 金融庁長官は、第一項の規定による申請に理由があると認めると

きは、第三項の承認をするものとする。

6 第一項の規定による申請をした公認会計士は、当該申請に係る第三項の規定による研修の必要単位数の軽減がされた場合においては、当該事業年度において、軽減された単位数の研修を受けることを要しない。

(研修の計画及び実施状況の報告の徴取)

第四条 金融庁長官は、法第四十六条の十二第一項の規定に基づき、協会に対し、事業年度の半期ごとに、研修の計画及び実施状況の報告を求めるものとする。

別表

第二条第一項各号に掲げる事由により業務を行 わない期間	軽減される単位 数
一 事業年度の八分の一以上四分の一未満の期間	五単位
一 事業年度の四分の一以上八分の三未満の期間	十単位
一 事業年度の八分の三以上二分の一未満の期間	十五単位
一 事業年度の二分の一以上八分の五未満の期間	二十単位
一 事業年度の八分の五以上四分の三未満の期間	二十五単位
一 事業年度の四分の三以上八分の七未満の期間	三十単位
一 事業年度の八分の七以上の期間	三十五単位